

議案第154号

大阪市公園条例の一部を改正する条例案

大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第17条中「第3条」を「第2条の5、第3条」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第2条の5第1項第1号中「都市公園」とあるのは「都市公園に係る公園予定区域（法第33条第4項に規定する公園予定区域をいう。以下この項において同じ。）」と、同項第2号から第5号までの規定中「都市公園」とあるのは「都市公園に係る公園予定区域」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年9月18日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

予定公園施設の設置基準を定めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参照)

(太字は改正)

大阪市公園条例(抄)

(公園予定区域等についての準用)

第17条 第2条の5、第3条から第8条まで及び第9条の8から第16条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。この場合において、第2条の5第1項第1号中「都市公園」とあるのは「都市公園に係る公園予定区域(法第33条第4項に規定する公園予定区域をいう。以下この項において同じ。)」と、同項第2号から第5号までの規定中「都市公園」とあるのは「都市公園に係る公園予定区域」と読み替えるものとする。